

# FMC だより

2月といえば立春です。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。  
風邪などひかないように、お体をご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



2  
2015

税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号  
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830



## 2年前納の国民年金保険料、 税の取扱い

平成26年から国民年金保険料の納付について、「2年前納」が開始されています。税の取扱いを確認しましょう。

### 2年前納とは

平成26年4月から、国民年金保険料を2年度分まとめて口座振替で納付する「2年前納」が始まっています。この「2年前納」は、毎月納付に比べて割安になることで知られています。ちなみに、平成26年4月に行われた「2年前納」では、14,800円が割引されました。

### 税の取扱い

「2年前納」を利用して国民年金保険料を納めた場合、税の取扱いは、次のいずれかを選択して適用することとなります。

- ① 納めた年に全額「社会保険料控除」として控除する方法
- ② 各年分の保険料に相当する額（初年は9ヶ月分、翌年12ヶ月分、翌々年3ヶ月分）を、各年に「社会保険料控除」として控除する方法

必要書類として上記①の場合は、年金事務所から自動送付される控除証明書のみで足りります。一方、上記②の場合は、初年は①と同様の控除証明書の他、自ら「社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書」を作成しなければなりません。また翌年以降は毎年、同書類を作成しつつ、年金事務所に控除証明書の発行を依頼しなければなりません。

### メリット・デメリット

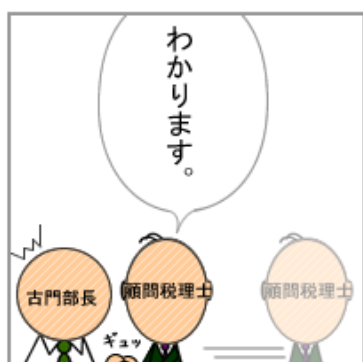
「2年前納」を利用することによる主なメリット、デメリットは次の通りです。

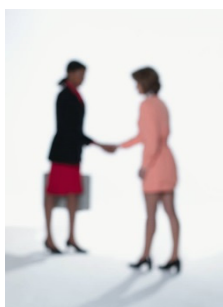
|       |                           |                                                  |                                                                                           |
|-------|---------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| メリット  | 2年度分で14,000円（／人）程度の資金が節約。 | その年の社会保険料控除として、①1度に全額控除するか、②毎年控除するか、自分で選ぶことができる。 | <b>複数人</b> の国民年金保険料を負担している場合には、2年前納の利用を交互にすることで、資金を節約しつつ、①を選んでも均衡を保ちながら社会保険料控除を受けることができる。 |
| デメリット | 1度に、30万円程度（／人）の資金が必要。     | ②を選んだ場合、毎年事務手続きの手間が発生する。                         | <b>1人分</b> の国民年金保険料を負担している場合、①を選ぶと今年は支払った分税金の負担は軽くなるが、翌年は支払がない分税金の負担が重くなる。                |

平成27年4月の「2年前納」を利用するには、2月末日が申込期限です。申込む際には、事前に必要事項を確認しましょう。

登場人物  
 〇 古門 経理部長  
 〇 古門 顧問税理士

同士？





## 1点100万円未満の美術品、減価償却が可能に



クリニックの待合室に飾る絵画を40万円で購入しました。これまで、絵画を減価償却資産とする一つの基準に“一号あたり2万円未満”がありますが、この基準はなくなると聞きました。それでは今後、どのような基準で減価償却資産の判断をするのでしょうか。



ご質問のケースでは、取得価額が1点100万円未満であるため、時の経過により価値が減少しないことが明らかでなければ、今後は減価償却資産に該当することとなります。

### 減価償却資産から除かれるもの

減価償却資産は、時の経過により費用化（以下、減価償却）して、帳簿価額を下げていきます。そのため時の経過により価値が減少しないものは、減価償却資産からは除かれ（以下、非減価償却資産）、原則、帳簿価額は下がりません。

### 美術品等の価値判断

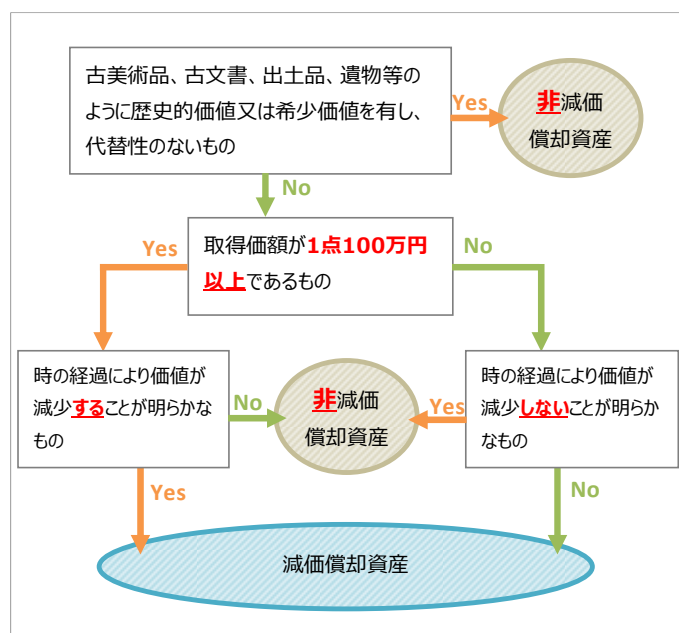
ご質問の絵画の他、彫刻や掛け軸などの美術品や工芸品など（以下、美術品等）は、時の経過によりその価値が減少するかどうかの判断が極めて難しいため、いくつかの判断基準が次のように設けられていました。

| 判断基準                                                       | 判定      |
|------------------------------------------------------------|---------|
| ①古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの               | 非減価償却資産 |
| ②美術年鑑等に掲載されている作者の制作物                                       |         |
| ③装飾目的にのみ使用されるコピー品                                          | 減価償却資産  |
| ④上記のいずれにも該当するとは断言できない美術品等のうち、その取得価額が1点20万円（絵画は、1号2万円）未満のもの |         |

これらの判断基準について、見直しが図られました。

### 新しい判断基準

新しい判断基準は、次の通りです。



「時の経過により価値が減少すること明らかなもの」とは、例えば次のものです。

[例] 不特定多数の者が利用する場所（会館のロビーや葬祭場のホールなど）で無料公開している装飾品や展示品等のうち、次のいずれにも該当するもの

- ・移設することが困難で、その用途にのみ使用されることが明らか
- ・他の用途に転用すると仮定した場合に、設置状況や使用状況から美術品等としての市場価値が見込まれない

この基準は、平成27年1月1日以後に取得する美術品等について適用します。ただし既に有する非減価償却資産の美術品等でこの基準により減価償却資産となる場合、適用初年度（法人は同日以後最初に開始する事業年度、個人は27年分）に減価償却資産とし、適用初年度開始日の取得、かつ事業の用に供したもののとして減価償却の規定が適用できます。





## 平成27年1月診療分より 変更された高額療養費制度

健康保険の給付制度のひとつに、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の負担額が高額になった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻されるという高額療養費制度があります。この制度について、平成27年1月診療分より変更されました。この変更の対象は、70歳未満の人です。



### 変更された高額療養費制度

高額療養費制度は、負担能力に応じた負担を行うという観点から、被保険者の標準報酬月額等に従い、自己負担限度額を複数に区分しています。この区分について、平成26年12月診療分まで3つであったものが、平成27年1月診療分から5つに細分化されました。具体的には、標準報酬月額83万円以上と、標準報酬月額26万円以下という区分が新しく設けられ、この区分に応じた負担が求められることになりました。また自己負担限度額も変更となり、下表の通りとなります。

### 便利な限度額適用認定の制度

高額療養費制度は自己負担限度額を超える部分も被保険者がいったん立て替え、後日、協会けんぽ等の保険者に請求する方法が一般的ですが、事前に医療費が高額になりそうなときは、保険者に「限度額適用認定証」を発行してもらい、この認定証を医療機関等の窓口で提示することで、立替額を自己負担限度額までとする仕組みが設けられています。

入院等で自己負担限度額が大きくなる可能性のある従業員には、この制度の案内も行うておくとい良いでしょう。

### 多数該当の自己負担限度額の変更

高額療養費制度には、1年間（直近12ヶ月間）に4回以上該当した場合には、4回目から自己負担限度額がさらに引き下げられる「多数該当」という仕組みがあります。今回、区分が細分化されたことに伴い、この多数該当となった場合の自己負担限度額も変更されました。

なお、健康保険組合についても同様の制度がありますが、運用については、自動的に高額療養費を口座に振り込むものや、支給対象になったことの通知が届くこともあります。詳しいことは、加入している組合にご確認ください。

表 平成27年1月診療分からの高額療養費制度

| 区分                 | 自己負担限度額                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------|
| 標準報酬月額83万円以上       | 252,600円＋(医療費－842,000円)×1%<br>＜多数該当 140,100円＞ |
| 標準報酬月額53万円以上79万円以下 | 167,400円＋(医療費－558,000円)×1%<br>＜多数該当 93,000円＞  |
| 標準報酬月額28万円以上50万円以下 | 80,100円＋(医療費－267,000円)×1%<br>＜多数該当 44,400円＞   |
| 標準報酬月額26万円以下       | 57,600円<br>＜多数該当 44,400円＞                     |
| 住民税が非課税            | 35,400円<br>＜多数該当 24,600円＞                     |

高額療養費制度は、自己負担限度額が大きくなった際には、忘れずに請求をしておきたいものです。変更されたこの機会に、そもそもの制度の仕組みも周知しておきましょう。



## 業種別にみる売上高・ 経常利益の状況



平成26年11月に、中小企業庁より「ここ1年の中小・小規模企業の経営状況の変化について」が発表されました（※）。ここでは、その調査結果から売上高と経常利益の状況に関するデータをみていきます。

### 売上高は増加した企業が多い

25年10月頃と比べて売上高が増加した企業は全体の49.9%で、ほぼ半分の割合になりました。逆に減少した企業は34.5%でした。従業者規模別にみると小規模では増加が45.6%、減少が35.5%に、中規模では増加が54.8%、減少が32.9%になりました。

業種別の状況をまとめると以下の通りです。小売業を除くすべての業種で、売上高が増加した企業の割合が高くなりました。

業種別売上高の状況

|          | 回答数 | 増加    | 減少    | 不変    |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 建設業      | 213 | 60.1% | 25.0% | 15.0% |
| 加工組立型製造業 | 186 | 60.8% | 25.3% | 14.0% |
| 基礎素材型製造業 | 133 | 54.2% | 31.7% | 14.3% |
| 生活関連型製造業 | 185 | 47.6% | 35.1% | 17.3% |
| 運輸・郵便業   | 131 | 56.5% | 27.5% | 16.0% |
| 卸売業      | 114 | 52.6% | 34.3% | 13.2% |
| 小売業      | 202 | 28.8% | 51.0% | 20.3% |
| サービス業    | 207 | 42.9% | 42.0% | 15.0% |
| その他      | 17  | 47.1% | 35.3% | 17.6% |

中小企業庁「ここ1年の中小・小規模企業の経営状況の変化について」より作成

### 経常利益は減少した企業が多い

25年10月頃と比べて経常利益が増加した企業は全体の38.8%、減少した企業は47.6%でした。従業者規模別にみると小規模では増加が35.8%、減少が49.0%、中規模では増加が42.4%、減少が45.6%でした。

業種別の状況をまとめると右上の通りです。増加の割合が減少より高いのは、建設業と加工組立型製造業だけとなりました。

業種別経常利益の状況

|          | 回答数 | 増加    | 減少    | 不変    |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 建設業      | 213 | 47.9% | 38.0% | 14.1% |
| 加工組立型製造業 | 186 | 52.2% | 34.4% | 13.4% |
| 基礎素材型製造業 | 132 | 37.8% | 44.7% | 17.4% |
| 生活関連型製造業 | 185 | 33.6% | 49.7% | 16.8% |
| 運輸・郵便業   | 131 | 35.8% | 55.1% | 9.2%  |
| 卸売業      | 114 | 42.0% | 50.1% | 7.9%  |
| 小売業      | 202 | 23.8% | 59.4% | 16.8% |
| サービス業    | 207 | 36.7% | 50.7% | 12.6% |
| その他      | 17  | 41.2% | 53.0% | 5.9%  |

中小企業庁「ここ1年の中小・小規模企業の経営状況の変化について」より作成

### 経常利益の増減要因

経常利益増加の要因をみると、76.0%の企業が「売上高の変化」と回答しました。次いで「原材料・エネルギーコストの変化」が20.3%、「人件費の変化」が16.0%となっています。

一方、減少要因では62.9%が「原材料・エネルギーコストの変化」と回答しました。次いで「売上高の変化」が54.0%、「人件費の変化」が25.5%と続いています。中小企業、特に下請け企業の場合、コスト等の増加を価格に反映できないことが少なくありません。そのため、売上高が増加してもコスト増加により経常利益を減少させる結果を招くこともあります。

企業を取り巻く環境は常に変化しています。外部環境の変化に対応できるような体制を構築していくことが、企業にとって重要だといえましょう。

（※）中小企業庁の「原材料・エネルギーコストの増加による中小企業・小規模企業への影響調査」をまとめたものです。この調査は、26年10月に全国の商工会議所などを通じて中小・小規模企業1,500社を対象に行われた調査で、回答率は94.3%です。ここでの小規模とは製造業、建設業、運輸・郵便業、その他は常時雇用する従業者数が20人以下、卸売業、小売業、サービス業は常時雇用する従業者数が5人以下であり、中規模は全体から小規模を差し引いたものになります。詳細は次のURLから確認できます。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/141121shitauke.htm



## ICT教育と 労働生産性の関係



企業などでのインターネット利用が進む一方、メールの誤配信や顧客情報流出などの事故や事件が後を絶ちません。ここではその対策のひとつである、従業員のICT教育に関するデータ（※）をご紹介します。

### ICT教育実施企業の割合は

このデータによると、調査対象企業のうち、従業員へICT教育を行っている割合は33.5%でした。調査対象の3割程度であり、実際にはICT教育を行っていない企業が多いようです。

実施企業では、どのような教育が行われているかを業種別にまとめると、以下のように

なります。

業種全体では、社内のICT関連教育・研修プログラムの実施割合が最も高くなりました。業種ごとにみても、同様な場合が多くなっています。その他、社外の教育・研修への参加という形も多くなっています。また金融・保険業では、関連資格取得への金銭的な支援を行う割合も高くなっています。

ICT教育のために行っていること（%）

|           | 社内のICT関連教育・研修プログラムの実施 | 社外のICT関連教育・研修プログラムへの参加 | 社員の自主的なICT関連学習活動への金銭支援 | ICT関連資格の取得に対する報奨金の支給 | 社員の自主的なICT関連学習活動への時間的支援 | ICT関連技能・能力テストの実施 | その他の教育訓練 |
|-----------|-----------------------|------------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|------------------|----------|
| 全体        | 14.8                  | 9.0                    | 5.1                    | 5.6                  | 3.1                     | 0.8              | 11.3     |
| 建設業       | 20.7                  | 14.4                   | 5.3                    | 10.6                 | 3.5                     | 2.0              | 14.7     |
| 製造業       | 17.3                  | 9.8                    | 5.8                    | 4.3                  | 3.8                     | 0.4              | 13.3     |
| 運輸業       | 6.0                   | 7.2                    | 2.5                    | 1.6                  | 3.0                     | -                | 7.9      |
| 卸売・小売業    | 14.8                  | 5.0                    | 4.7                    | 3.5                  | 2.3                     | -                | 9.9      |
| 金融・保険業    | 29.3                  | 22.7                   | 14.1                   | 24.3                 | 5.3                     | 2.2              | 16.2     |
| 不動産業      | 21.6                  | 8.0                    | 5.2                    | 8.3                  | 3.5                     | 1.9              | 8.6      |
| サービス業、その他 | 13.5                  | 10.3                   | 4.9                    | 7.9                  | 3.0                     | 1.7              | 10.7     |

総務省「平成25年通信利用動向調査」より作成

### ICT教育実施企業は労働生産性が高い

次に同じ調査から、ICT教育の実施と労働生産性の関係についてのデータをまとめると、右表のようになります。

ICT教育実施企業の方が、未実施企業に比べて労働生産性が高いという結果になりました。

ICT教育実施の有無別の労働生産性（万円）

|                       | 全体  | 製造業 | 非製造業 |
|-----------------------|-----|-----|------|
| ICT教育の実施ありの一社当たり労働生産性 | 829 | 833 | 827  |
| ICT教育の実施なしの一社当たり労働生産性 | 527 | 614 | 492  |

総務省「平成25年通信利用動向調査」より作成

ICTスキルを高め、業務の効率化を図ることは、労働生産性を高めることにもつながります。労働生産性を向上させたい企業では、ICT教育への取り組みも検討してはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成25年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5140企業を抽出して行われ、26年6月に発表された調査です。有効回収率は56.3%となっています。詳細は次のURLから確認できます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

ICTとはインターネットやコンピュータなどに関する情報通信技術の総称で、Information & Communications Technologyの略です。

ここでの労働生産性は次の式で求めたものになります。労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷従業員数



4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

2015年2月

## お仕事備忘録

1. 固定資産税の納付（第4期分）
2. 確定申告（書面）の受付開始
3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き
4. 労働保険料等の口座振替納付の申込
5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備
6. 新入社員の受入準備
7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

### 1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

### 2. 確定申告（書面）の受付開始

平成26年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は3月15日（今年は曜日の関係で3月16日）までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし、振替納付の場合の振替日は4月20日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金で納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月23日です。

### 3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。従来よりある6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

### 4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

### 5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。

### 6. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

### 7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等（消火器、非常口、非常階段、避難経路等）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策等）について周知しておきましょう。



2015.2

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の  
出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しま  
しょう。



| 日  | 曜日 | 六曜        | 項 目                                                                                      |
|----|----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 日  | 赤口        |                                                                                          |
| 2  | 月  | 先勝        |                                                                                          |
| 3  | 火  | 友引        |                                                                                          |
| 4  | 水  | 先負 立春     |                                                                                          |
| 5  | 木  | 仏滅        |                                                                                          |
| 6  | 金  | 大安        |                                                                                          |
| 7  | 土  | 赤口        |                                                                                          |
| 8  | 日  | 先勝        |                                                                                          |
| 9  | 月  | 友引        |                                                                                          |
| 10 | 火  | 先負        | ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分）<br>●一括有期事業開始届（建設業）届出                                             |
| 11 | 水  | 仏滅 建国記念の日 |                                                                                          |
| 12 | 木  | 大安        |                                                                                          |
| 13 | 金  | 赤口        |                                                                                          |
| 14 | 土  | 先勝        |                                                                                          |
| 15 | 日  | 友引        |                                                                                          |
| 16 | 月  | 先負        | ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分※口座振替を利用する場合）<br>●確定申告（書面）の受付開始（～3月16日）                          |
| 17 | 火  | 仏滅        |                                                                                          |
| 18 | 水  | 大安        |                                                                                          |
| 19 | 木  | 先勝 雨水     |                                                                                          |
| 20 | 金  | 友引        |                                                                                          |
| 21 | 土  | 先負        |                                                                                          |
| 22 | 日  | 仏滅        |                                                                                          |
| 23 | 月  | 大安        |                                                                                          |
| 24 | 火  | 赤口        |                                                                                          |
| 25 | 水  | 先勝        |                                                                                          |
| 26 | 木  | 友引        |                                                                                          |
| 27 | 金  | 先負        |                                                                                          |
| 28 | 土  | 仏滅        | ●健康保険・厚生年金保険料の支払（1月分） ※3月2日まで<br>●じん肺健康管理実施状況報告書 ※3月2日まで<br>●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで |